

農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）実施要領

制定

2 農 振 第 3 7 2 2 号
令 和 3 年 4 月 1 日
農林水産省農村振興局長通知

第 1 趣旨

農山漁村振興交付金交付等要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 3695 号 農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第 3 の 1 の（4）の最適土地利用対策の実施については、交付等要綱によるほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業内容等

本対策の事業の種類及び内容については、次の定めるところとする。なお、各事業に係る具体的な内容は、別表 1 及び別表 2 に定めるものとする。

1 農地等活用推進事業

重要な地域資源である農地等（農地、農業用施設及び土地改良施設並びにこれらに関連する土地をいう。以下同じ。）を有効活用するため、地域ぐるみの話し合いを通じ、地域の特性を活かした農業の展開や地域資源の付加価値向上を推進するために必要な生産基盤や周辺環境を整備する取組

2 低コスト土地利用支援事業

重要な地域資源である農地等を低コストで維持するため、地域ぐるみの話し合いを通じ、低コストな肥培管理が可能な作物等による農地利用（以下「粗放的利用」という。）によるモデル的な取組や、併せて行う食料不足等の有事を想定した農地の生産性や有用性を検証する取組に必要な条件整備を行う取組

第 3 実施区域

本対策の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域（同法第 8 条第 1 項の農業振興地域整備計画の変更により農用地区域となることが確実と見込まれる区域を含む。以下「農振農用地区域」という。）内の農地及びその農地と一体的に整備する必要がある農地等とする。

第 4 事業実施主体

1 本対策の事業実施主体は、市町村、農業協同組合、土地改良区、地域協議会又は農地中間管理機構とする。

なお、地域協議会とは、以下の全ての要件を満たす協議会とする。

（1）以下の者から構成される協議会であること。なお、ア～エについては、必須の構成員とし、かつ、イ及びウについては、それぞれ複数の者が参画するものとする。

ア 市町村

イ 実施地区内にある農地の所有者（所有者を確知することができない

場合を除く。)

ウ 農業者(農業生産活動を行う個人若しくは法人又は農業関係団体をいう。)

エ 地域住民(実施地区を含む地域の自治会又は当該地域に居住する個人をいう。)

オ 農地中間管理機構

カ 農業委員会

キ 土地改良区

ク 農業協同組合

ケ 森林組合

コ 民間企業

サ 特定非営利活動法人、社会福祉法人

シ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

ス その他市町村長が必要と認めた者

(2) 次に掲げる事項を定めた規約等が整備されていることとする。

ア 目的

イ 構成員、事務局並びに代表者及び代表権の範囲

ウ 意思決定方法

エ 解散した場合の地位の継承者

オ 事務処理及び会計処理の方法

カ 会計及び監査の方法

キ その他運営に関して必要な事項

2 事業実施主体が地域協議会以外の場合には、1の(1)のア～エの参画を必須とし、これらの者の参画については、同意書により確認を行うものとする。

第5 事業の実施要件

第2の事業の実施に当たっては、別表1及び別表2に定めるほか、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

1 共通要件

(1) 次の全ての要件を満たす最適土地利用計画、整備計画及び食料増産計画(以下「最適土地利用計画等」という。)を事業開始年度に策定すること。

ア 実施地区内の話し合いを通じて策定されること。

イ 実施地区を含む集落を単位とする地域を対象に農地の最適化な利用を図るため適正な範囲を対象として策定されること。

ウ 最適土地利用計画に関する要件

以下に掲げる全ての項目に関する内容を具備していること。

(ア) 次に掲げる項目について、今後の土地利用の方向性を示した計画を作成すること。

①地区の現況と課題

②担い手の育成・確保及び農地集積に関する事項

③地域における地域資源の有効活用に関する事項

④今後維持管理が困難と見込まれる農地に関する事項

(イ) 次に掲げる現況及び今後の土地利用の方向性を示す範囲を示した地

図を作成すること。

① 荒廃農地（「農地法の運用について」の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長。以下「運用通知」という。）第 3 の 1 の（3）に基づきア及びウと判定された遊休農地等をいう。以下同じ。）

② 荒廃化のおそれのある農地（農地法第 33 条第 1 項の農林水産省令で定める農地や運用通知第 3 の 1 の（3）に基づきイと判定された遊休農地、周辺の農地より条件等が悪く、今後維持管理が困難と見込まれる農地など地域の合意に基づいて荒廃化のおそれのあるものとして最適土地利用計画に定められた農地をいう。以下同じ。）

（ウ）事業終了後の管理主体の明確化

（エ）地区内の農地の一覧表

エ 整備計画に関する要件

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

（ア）事業実施期間内に確実に整備することができる地区内の農地を対象に策定すること。

（イ）最適土地利用計画に位置付けられた農地であること。

オ 食料増産計画に関する要件（3 の（2）のイの事業を実施する場合）

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

（ア）生産性の検証に専門家が参画することが確実であること。

（イ）3 の（2）のイに掲げる要件を満たすこと。

なお、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知）の 2（1）の実質化された人・農地プランをいい、同通知の 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、同通知の 4 により実質化された人・農地プランとして取る扱うことができる同種取決め等を含む。）が作成された地区においては、同通知の 5 の（1）に基づく工程表が公表された地区については、上記ア～ウの全ての要件を満たす場合は最適土地利用計画とみなすものとする。

（2）実施地区の面積要件

ア 第 2 の 1 の事業の要件

実施地区の農地面積の合計は、おおむね 20 ヘクタール以上であるものとする。（営農上の一体性がある場合は、その範囲とする。）。ただし、次に定める地域（以下「中山間地域」という。）にあってはおおむね 10 ヘクタール以上であるものとする。

① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 4 項の規定に基づき公示された特定農山村地域

② 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村

③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条第 1 項に規定する特定市町村

(同法附則第6条第1項、第7条及び第8条の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)

- ④ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- ⑤ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- ⑥ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1号に規定する沖縄
- ⑦ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
- ⑧ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島
- ⑨ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯
- ⑩ 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

イ 第2の2の事業の要件

実施地区の農地面積の合計は、おおむね10ヘクタール以上であるものとする(営農上の一体性がある場合は、その範囲とする。)。ただし、中山間地域にあってはおおむね5ヘクタール以上であるものとする。

(3) 別表1に定める事業メニュー欄における推進事業及び整備事業を実施するものとする。

2 農地等活用推進事業

(1) 整備事業の対象農地

再生利用が可能な荒廃農地(運用通知第3の1の(3)の規定に基づきアと判定された遊休農地をいう。)及び当該農地と一体的に整備する必要がある農地であり、かつ最適土地利用計画等に位置付けられた農地として合計面積が1ヘクタール以上であるものとする。

(2) 取組要件

実施地区において地域の特性を活かした農業の展開や地域資源の付加価値向上を図るものとし、別表3の目標達成に取り組むものとする。

3 低コスト土地利用支援事業

(1) 整備事業の対象農地

2の(1)の対象農地、荒廃化のおそれのある農地及び当該農地と一体的に整備する必要がある農地並びに農地に再生する土地であり、かつ最適土地利用計画等に位置付けられた農地として合計面積が0.5ヘクタール以上であるものとする。ただし、電気牧柵など他の農地も含めて整備する必要があると市町村が認めた場合はそれらの農地を含め、最適土地利用計画等に位置付けられた範囲とすることができる。

(2) 取組要件

実施地区において、次に掲げる取組を行うとともに、別表3の目標達成に取り組むものとする。

ア 粗放的農地利用事業

(ア) 蜜源作物、緑肥作物、省力作物等の作物を栽培する場合は、生産性の検証を行うものとする。

(イ) 放牧の場合は、野草の自生も含めた生産性の検証を行うものとする。

イ 生産性検証（食料自給力確保）事業

上記アを実施している地区、既に同程度の取組を行っている地区又は既に鳥獣緩衝帯、ビオトープ、林地等の非農地が存在する地区において、小麦、大豆及びいもごとの生産性の検証に加えて、次に掲げる項目から3項目以上の検証を行うものとする。

- ① 不耕起栽培による生産性
- ② 弾丸暗渠等の排水施設による生産性
- ③ 放牧した農地における生産性
- ④ 人力や家畜などを活用した生産性
- ⑤ 緑肥作物や生活廃棄物、家畜排泄物等を活用した生産性
- ⑥ 病害に強い作物や抵抗性品種の生産性
- ⑦ 鳥獣緩衝帯、ビオトープ、林地等の非農地から農地への再生による生産性

第6 事業実施期間

第4の事業を実施する期間は、原則2年以上とし、5年間を上限とする。

第7 採択方法

本対策の採択については、別表4に定める配分基準に基づき事業実施主体毎に採点し、予算の範囲内において、全国の上位から採択するものとするが、第2の2の事業については、全国で他地区との検証内容の重複の有無等を考慮して採択するものとする。また、別表4の配分基準に基づく採点にかかわらず、第2の2の事業を優先して採択するものとし、第2の1の事業についても、第2の2の事業と併せて実施する地区を優先して採択するものとする。

第8 事業の実施手続等

- 1 事業実施主体は、交付等要綱第5の農山漁村振興推進計画及び事業実施計画（以下「振興推進計画」という。）を別記様式第1号により作成し、市町村長に提出するものとする。

市町村長は、これを審査の上、取りまとめて都道府県知事に提出するものとする。

なお、振興推進計画の提出に当たっては、地域協議会が事業実施主体となる場合にあっては、地域協議会の設立を確認できる資料を添付するものとする。

- 2 振興推進計画の策定に当たっては、事業の開始年度において、目標年度（事業完了年度をいう。以下同じ。）までの取組内容を記載するものとする。
- 3 都道府県知事は、1により提出された振興推進計画を審査の上、交付等要綱、実施要領等に照らして適当であると認める場合においては、別

記様式第2号により地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

4 地方農政局長等は、3により提出された事業実施計画の内容、対象経費等を精査し、交付等要綱、実施要領等に照らして適当であると認める場合は、これを承認するものとする。

5 事業実施主体は、事業の開始年度の翌年度の各年度において、前年度の成果及び実績を考慮した上で、別記様式第3号により年度別事業実施計画を策定し、3月末日までに市町村長に提出するものとする。

市町村長は、これを審査の上、取りまとめて都道府県知事に提出するものとする。

6 都道府県知事は、5により提出された年度別事業実施計画を審査の上、交付等要綱、実施要領等に照らして適当であると認める場合においては、別記様式第6号により、地方農政局長等に提出するものとする。

7 地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、4により承認した振興推進計画及び6により報告された年度別事業実施計画については速やかに農村振興局長に報告するものとする。

8 1から4までの規定並びに7の振興推進計画に係る規定は、振興推進計画の変更のうち次に掲げるものについて準用する。

- (1) 総事業費の3割を超える増減
- (2) 事業実施主体又は事業実施期間の変更
- (3) 事業の追加及び廃止

9 最適土地利用計画等の承認

(1) 事業実施主体は、第5の1の(1)に定める最適土地利用計画、整備計画（別記様式4号）及び食料増産計画（別記様式5号）を策定又は変更した時は、速やかに市町村長に提出するものとし、市町村長は内容確認後、速やかに都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、提出された最適土地利用計画等が第5に定める要件を満たしていると認められる場合には、地方農政局長等に意見を付して承認の申請を行うものとする。

なお、都道府県知事は、提出された最適土地利用計画等が第5の要件を満たしていないと認められる場合は、必要な指導及び助言を行うものとし、要件を満たすまで行うものとする。その際必要に応じて地方農政局長等へ助言を求めることができるものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)による承認申請について、第5の1の(1)の要件を満たしていると認められる場合には、承認するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3)の承認があった場合に、整備計画に定められた整備事業に着手できることを市町村長に報告するものとする。

第9 助成

交付等要綱第3により農村振興局長が別に定める交付対象事業の実施に要する経費は、下表に定めるもの及び工事費等（第16の1に掲げる経費とする。）とする。

区 分	経 費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金

2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費等（飲食、喫煙、手土産、接待等、事業の遂行に直接関係のない経費は助成の対象外）
5 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料（原則として年度ごとの事業費の5割までとする。ただし、「入札・契約手続き等の一層の改善について」（平成21年3月18日20経第2075号農林水産省大臣官房経理課長通知）別紙の4の（2）のアに定める適用除外業務についてはこれを準用する。このとき、「委託先」は「事業実施主体」と、「再委託先」は「委託先」と、「契約担当官等」は「事業承認者」と読み替えるものとする。
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	事業の遂行に最低限必要な事業用機械器具等の購入費（減価償却期間の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表等による耐用年数（以下単に「耐用年数」という。）が3年以下のものに限る。）
9 報酬	委員手当、技術員手当（給料及び職員手当（ただし退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	事業の遂行に最低限必要な資材購入費、調査試験用資材費等（耐用年数が3年以下のものに限る。）
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等

なお、人件費（賃金等）の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

助成単価のうち、定額助成の事業種類の助成単価は、別表2に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

第10 実施基準等

本事業の実施は、次のとおりとする。

- 1 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の対象とすることはできない。

なお、他の国の助成と関連して事業を実施する場合には、二重の助成とならないようにしなければならない。

- 2 事業実施計画に係る事業費は、事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならない。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）による。

- 3 別表1の事業メニュー欄に掲げる事業の労務費の算出に当たっては、「公共工事設計労務単価」を用いるものとする。

なお、労務費のうち、日当等支払分（雇用した者のみ）について、公共工事設計労務単価より安価な日当等の支払がある場合には、実際に支払われた日当等に基づいて算出すること。また、日当等の支払額は、公共工事設計労務単価により算出される額を上限とする。

- 4 別表1の事業メニュー欄に掲げる事業のうち、定率交付を直営施行で実施する場合は、労務費のうち「労務提供に係る人件費相当額」（事業実施主体が自ら行う労務費）を事業費の1/2（中山間地域にあっては45%）までを上限として算入することができる。

- 5 別表1の事業メニュー欄に掲げる事業のうち、定率交付で実施する場合は、市町村長から提出された事業実施計画ごとに交付単価のバラツキが生じないように、都道府県知事は交付単価の上限を定めるなど公正性の確保に努めるものとする。

- 6 別表1の事業メニュー欄に掲げる「蜜源・緑肥作物の作付け」及び「土壌改良」の交付額の算定に当たっては、対象農地の面積に法面等耕作の用に供しない面積は含めないものとする。

その際は、市町村長が土地改良区等が所有する土地原簿等と農業委員会に備える農地台帳とを比較・確認等するものとする。

- 7 別表1の事業メニュー欄に掲げる「施設等補完整備事業」は、同メニュー欄に掲げる「農地利用整備事業」に附帯して実施しなければならない。

- 8 別表1の事業メニュー欄に掲げる「施設等補完整備事業」において、整備する施設等の規模及び能力は、「農地利用整備事業」の対象となる農地の面積や生産物の量等に相当するもの以下でなければならない。

- 9 別表1の事業メニュー欄に掲げる「基盤整備」の力「農地等保全」については、法面保護工、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、老朽ハウス等の再生利用、農作物被害防止施設、廃棄物処理等とする。

- 10 本事業により整備した農地等について、市町村長は、事業完了後、当該農地において5年間耕作又は、粗放的利用がされるまで、毎年度の利用状況の確認を確実に行わなければならない。当該確認に当たっては、農業委員会が実施する農地法第30条第1項に規定する利用状況調査の結果を確認するものとする。

また、市町村長は、当該農地について事業完了した日から自然災害その他やむを得ない理由により5年を経ずして再び耕作又は粗放的利用が

されなくなった場合には、別紙の指導・支援フロー図により、取組を再開するために必要な指導や支援、新たな耕作者又は管理者の確保等について検討するものとする。さらに、事業完了後、当該農地において5年間耕作又は粗放的利用がされた後も、市町村長は引き続き、当該取組が継続されるよう努めるものとする。

なお、市町村長は、取組状況等の確認結果（取組が行われていない場合の指導内容や今後の取組再開の見通しを含む。）について、別記様式第6号により、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

- 11 上記10のほか、市町村長は都道府県知事の求めに応じて、取組状況の確認結果を報告するものとする。
- 12 交付対象とする施設等（中古資材等を活用して施設を整備する場合を含む。）は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号。以下「省令」という。）別表等による耐用年数が5年以上20年以下のものとする。

また、事業の対象となる施設等が中古機械又は中古施設である場合には残存耐用年数が2年以上のものとする。
- 13 当該施設等が適正に利用されると認められ、かつ、施設等の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれるものとする。
- 14 目的外使用のおそれがあるもの及び事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。
- 15 施設等の整備に係る用地の規模は著しく過大となってはならないものとする。
- 16 施設等の用地が確保される見通しが無いなど事業着手までに相当の期間を有すると認められる事由が発生していないものとする。
- 17 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれるものでなければならないものとする。
- 18 既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、本事業の実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品、古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。なお、古品、古材の利用については、次によるものとする。
 - (1) 古材、古品を利用する場合は、古材、古品を利用することにより新品の購入及び新築の場合より事業費が低減される場合に限るものとする。
 - (2) 使用する古品、古材の材質、規格、形式等は、新品新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ新品新資材と同程度の耐用年数を有するものでなければならない。
 - (3) 古品、古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。なお、事業実施主体が無償で入手した古品、古材は、交付対象としないものとする。
- 19 別表1の事業メニュー欄に掲げる「生産性検証体制整備」における「農業用機械・施設リース」は、次によるものとする。
 - (1) 交付対象となる機械・施設のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林

水産事務次官依命通知)にかかわらずリース方式による導入ができるものとする。

(2) リース方式による機械・施設の導入の申請方式については、事業実施主体とリース契約予定事業者との共同申請を原則とする。この場合の交付金は、事業実施主体が選定した機械・施設の購入を行ったリース事業者へ支払うこととする。

(3) 機械・施設のリース期間は、4年以上で法定耐用年数(省令に定める耐用年数。)以内とする。

(4) リースによる導入に対する交付額(以下「リース料交付額」という。)については、次の算式によるものとする。

「リース料交付額」＝リース物件購入価格(税抜き)

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式によるものとする。

さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料交付額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\begin{aligned} \text{「リース料交付額」} &= \text{リース物件購入価格(税抜き)} \times \\ &\quad (\text{「リース期間」} \div \text{「法定耐用年数」}) \\ \text{「リース料交付額」} &= \text{リース物件購入価格(税抜き)} - \text{「残存価格」} \end{aligned}$$

(5) リース方式により導入する機械・施設の購入先の選定に当たっては、当該機械・施設の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札の実施又は複数の業者より見積りを提出させること等により、事業費の低減を図らなければならない。

(6) 市町村長は、農業機械による事故を防止する観点から、事業実施主体に対して農作業安全に係る研修への参加を義務付けるよう指導するものとする。

(7) リース方式による機械・施設の導入に対する交付に当たっては、都道府県知事は、対象とする施設・機械で同種同能力のものについて、申請によって交付額のバラツキが生じないように、希望小売価格等を参考にして交付額の上限を定めるなど公平性の確保に努めるものとする。

(8) リース方式による機械・施設の導入に当たっては、次に掲げるものは交付対象としない。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの

イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入(例:運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)

ただし、以下に掲げる要件を満たす場合には、この限りではない。

(ア) 荒廃農地の発生防止及び解消の作業に真に必要であり、使用する期間内において他用途に使用されないこと。

(イ) 適正に利用されることが確認できること。

- ウ 他の補助金及び他の国の補助金を受けた、又は受ける予定のもの
- エ 本体価格が50万円未満の機械（アタッチメントを含む。）・施設
のリース導入に対する交付
- オ 購入選択権付きリースに対する交付

第11 事業の施行

第2の事業を実施する場合にあっては、次に掲げる事項を踏まえるものとする。

1 事業の施行

(1) 実施設計書の作成

ア 事業実施主体は、本事業の施行に当たっては、あらかじめ総会の議決等所要の手続を経て事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成するものとする。

イ 実施設計書の作成に当たっては、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、総会の議決等所要の手続を行った上で、原則として指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法により、施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

(2) 施行方法

本事業は、次に掲げる施行方法によって実施するものとし、一の事業については一の施行方法により実施することを原則とする。ただし、事業費の抑制を図るため適切と認められる場合には、一の事業について工種又は施設等の区分を明確にして二以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施行は、原則として請負施行によるものとし、また、機械及び器具の購入は、直営施行によるものとする。

ア 直営施行

(ア) 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

なお、農家・地域住民等参加型の直営施行を行う場合は、農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施行について（平成14年3月29日付け13農振第3737号農林水産省生産局長・

農村振興局長通知)に基づき実施するものとする。

(イ) 購入

機械及び器具の購入においては、事業実施主体は、事前に関係者からのカタログの入手や参考見積りの徴収により予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。なお、②の場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

① 事業実施主体が、農業者等の組織する団体であって、競争入札に付し難い場合において、総会等の議決を得る等の手続を経た場合

② 競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合

イ 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等については、次に掲げる方法により行い、適正を期するものとする。

(ア) 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。なお、②の場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

① 事業実施主体が、農業者等の組織する団体であって、競争入札に付し難い場合において、総会等の議決を得る等の手続を経た場合

② 競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合

(イ) 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行及び施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

(ウ) 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

ウ 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行による場合にあつては、総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

2 契約の適正化

本事業に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

第12 未しゅん功工事の防止

第2の事業を実施する場合にあつては、事業実施主体は、未しゅん功工事について（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林水産事務次官依命通知）、未しゅん功工事の防止について（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知）及び未しゅん功工事の防止について（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとする。

第13 会計経理

第2の事業を実施する場合にあつては、事業実施主体は、会計経理について、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- 1 本交付金に係る事業費の経理については、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする。
- 2 分（負）担金の徴収に当たっては、負担割合を明確にするため、請求書及び領収書を発行しておくものとする。
- 3 事業費の支払は、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認した上で行うものとし、その都度領収書を受領し保管しておくものとする。
- 4 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うものとする。

- 5 領収書等金銭の出納に関する書類については、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくものとする。
- 6 人件費（賃金等）の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化についてにより行うものとする。

第 14 施設等の管理

第 2 の事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効果的な運用を図り、適正に管理運営を図るものとする。なお、以下において「財産処分」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条の規定による財産の処分をいうものとする。

1 管理主体

施設の管理については、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。

2 管理方法

(1) 1 により管理を行う者（以下「管理主体」という。）は、施設等の管理状況を把握するため、補助金等交付事務の取り扱いについて（昭和 39 年 11 月 19 日付け 39 経第 4086 号農林大臣官房経理課長通知）様式第 3 号による財産管理台帳を備え置くものとする。

(2) 管理主体は、その管理する施設等について、総会の議決等の所要の手続を経て管理規程及び利用規程を定めることにより、適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図るため、更新に必要な資金の積立に努めるものとする。

(3) (2) の管理規程には、次に掲げる事項のうち必要な項目を記載するものとする。

- ア 事業名及び目的
- イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
- ウ 設置場所
- エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
- オ 保全に関する事項
- カ 償却に関する事項
- キ 更新に必要な資金の積立に関する事項
- ク 管理運営の収支計画に関する事項
- ケ その他必要な事項

(4) (2) の利用規程には、次に掲げる項目のうち必要な項目を記載するものとする。

- ア 事業名及び目的
- イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
- ウ 設置場所
- エ 利用者の範囲
- オ 利用方法に関する事項
- カ 利用料に関する事項
- キ その他必要な事項

(5) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運

用を図るため、施設等の管理運営日誌、施設利用簿等を適宜作成し、整理保存するものとする。

第 15 事業実施主体が行う関係書類の整備保管

第 2 の事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、次に掲げる関係書類等を保管しておくものとする。

- 1 予算関係書類
 - (1) 事業実施に関する総会等の議事録
 - (2) 予算書及び決算書
 - (3) 分（負）担金賦課明細書
 - (4) その他
- 2 工事施工関係書類
 - (直営施行の場合)
 - (1) 工事材料検収簿及び同受払簿
 - (2) 賃金台帳及び労務者出役簿
 - (3) 工事日誌及び現場写真
 - (4) 建築確認に係る検査済証（建築工事の場合）
 - (5) その他
 - (請負施行及び委託施行の場合)
 - (1) 入札てん末書類
 - (2) 請負等契約書類
 - (3) 工事完了届及び現場写真
 - (4) 建築確認に係る検査済証（建築工事の場合）
 - (5) その他
- 3 経理関係書類
 - (1) 金銭出納簿
 - (2) 分（負）担金徴収台帳
 - (3) 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書、借用証書等）
 - (4) その他
- 4 往復文書等
本交付金の交付から財産処分等に至るまでの振興推進計画、申請書類、交付決定書類及び承認書類並びに設計書類
- 5 施設管理関係書類
 - (1) 管理規程及び利用規程
 - (2) 財産管理台帳
 - (3) その他

第 16 交付対象事業費の内容、構成及び積算

- 1 別表 1 に掲げる事業のうち、定率交付に係る国の交付対象事業費の内容等は、次のとおりとする。

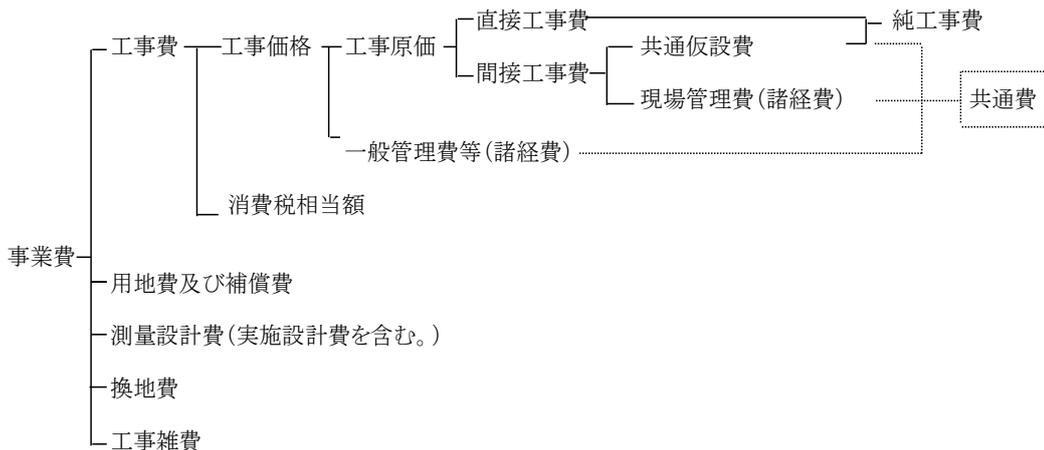
1 工事費	支給品費を含む。
2 測量設計費	工事に必要な調査、測量及び試験に要する経費
3 機械器具費	工事の施行に必要な機械器具等の購入費（耐用年数期間が工事期間を超えるものを除く。）

4	営繕費	工事の施行に必要な事務所、現場詰所等の設置及び借入に必要な経費
5	用地費及び補償費	補償費については、工事の施行に伴う騒音、地盤の沈下等による損失補償は、事業実施主体及び受注者が善良な管理を行っていたにもかかわらず予測できなかった不可抗力により損失を与えた場合に限る。 なお、用地費及び補償費の取扱いに当たっては、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定について」（昭和38年3月23日付け38農地第251号農林省農地局長通知）の定めるところに準ずるなど適正に行うものとする。
6	実施設計費	土地改良法第2条第2項第2号に規定する区画整理及び同法同条同項第3号に規定する農用地の造成に要するものに限る。
7	換地費	
8	工事雑費	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成28年4月1日付け27農振第2343号農村振興局長通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。）の記の2によるものとする。

2 交付対象事業費の構成

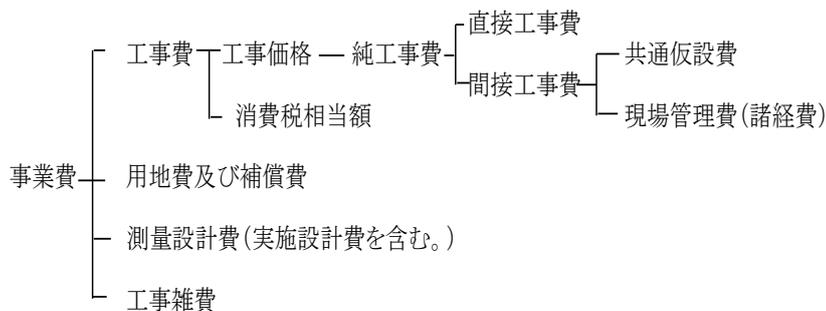
1の交付対象事業費の構成は、次を標準とするものとする。

(1) 請負施行の場合



注)この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」(昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知)に準拠したものである。

(2) 直営施行の場合



注)この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」に準拠したものである。

3 本交付金対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次に掲げる方法により積算するものとする。

なお、直営施行で実施する場合にあっては、事業費の構成、積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとし、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料についてのみ計上できるものとする。

(1) 工事費

ア 積算の方法

(ア) 工事費は、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は直接工事費、共通費及び消費税相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機、附属作業機械等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備、機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

(イ) 建設工事及び製造請負工事の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 経第 1987 号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。

イ 支給品費

(ア) 支給品費は、請負施行及び委託施行にあっては事業実施主体が、請負人等に原則として無償で支給する工事材料費として、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

(イ) 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。

(ウ) 工事材料について支給を行う場合には、工事材料を支給することが工事費の低減につながるかどうかを検討し、工事費の低減につながる場合は、原則として工事材料を支給品費として積算するものとする。

ウ 古品又は古材

古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附帯施設費等の工事費、実施設計費、工事雑費及び既存施設の解体費とする。

エ 共通仮設費

共通仮設費は、建物又は工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動 力 用 水 光 熱 費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技 術 管 理 費	品質管理、出来高管理、試験等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

オ 諸経費

(ア) 諸経費は、請負施行又は委託施行においては請負人等が、直営施行においては地方公共団体等が出資する法人が必要とする、表1に掲げる現場管理費及び表2に掲げる一般管理費とする。

(イ) 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

表1 現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償

租 税 公 課	<p>保険法（昭和 22 年法律第 50 号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</p> <p>工事契約書等の印紙代、申請書、謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用</p>
保 險 料	<p>火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料</p>
従業員給与手当	<p>現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等</p>
退 職 金	<p>現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金</p>
法 定 福 利 費	<p>現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額</p>
福 利 厚 生 費	<p>現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用</p>
事 務 用 品 費	<p>事務用消耗品費、事務用備品、新聞、図書、雑誌等の購入費及び工事写真代等の費用</p>
通信交通費補償費	<p>通信費、旅費及び交通費</p>
補 償 費	<p>工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。</p>
原価性経費配賦額	<p>本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額</p>
雑 費	<p>会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する経費、その他上記のいずれの項目にも属さない費用</p>

表 2 一般管理費

区 分	内 容
役 員 報 酬 従業員給与手当	<p>取締役及び監査役に要する費用</p> <p>本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）</p>
退 職 金	<p>本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）</p>
法 定 福 利 費	<p>本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額</p>
福 利 厚 生 費	<p>本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用</p>

維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のために特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のために特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合わせの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

カ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

(2) 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計等と併せて工事の施工監理を建築士等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

(3) 工事雑費

交付対象となる工事雑費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2によるものとする。ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付対象としないものとする。

地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である場合には、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の規定にかかわらず、一般管理費については、地方公共団体等が出資する法人が地方農政局長等と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

(4) 用地費及び補償費

ア 用地費及び補償費は、施設等補完整備事業のうち基盤整備等の工事に

伴う補償費、ほ場工事費等とする。

- イ 施設等補完整備事業のうち基盤整備等に係る用地の賃借に要する費用及び補償費の積算は、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」（昭和38年3月23日付け38農地第251号（設）農林省農地局長通知）に準じて行うものとする。

第17 事業の評価

- 1 事業実施主体は、事業開始年度から事業完了年度まで、毎年度振興推進計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、評価結果を別記様式第7号により事業実施年度の翌年度の5月末までに、市町村長に報告するものとする。
- 2 市町村長は、報告のあった評価内容を確認し、意見を付して速やかに都道府県知事に報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、2により市町村長から報告のあった事業評価を確認し、目標の達成状況が低調な場合は、事業実施主体に対して重点的な指導・助言を行った上、取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。
- 4 事業の評価については、取組状況、事業実績、実施体制等を踏まえ、目標の達成状況等の総合的評価を行うものとする。
- 5 3により提出を受けた地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、事業実施主体から報告された当該評価結果を速やかに農村振興局長に報告するものとする。
- 6 3により提出を受けた地方農政局長等は、目標の達成状況が低調な事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うものとする。
- 7 3及び6の低調とは、事業実施計画に定めた取組内容と事業実績を比較し、取組内容の達成率が概ね50%未満となった場合とする。
- 8 指導を受けた事業実施主体は、1の報告と併せて別記様式第7号別紙に改善計画及び改善状況を追記して市町村長に提出するものとする。
以後の取り扱いについては、2及び3に準じるものとする。

第18 留意事項

都道府県知事、市町村長及び事業実施主体の本事業の実施に当たっての留意事項は、次に定めるところによる。

- 1 推進指導等
 - (1) 都道府県知事は、事業実施主体の代表者、役員又は職員等が、本事業の実施に関して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求める。
 - (2) 都道府県知事は、(1)に該当する事業実施主体が新たに本事業の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わない。
- 2 関連事業等との連携

交付等要綱第9に規定する「関連事業等との連携」とは、都道府県知事及び市町村長が、農地の有効利用を促進する観点から、本事業とあわせて次に掲げる事業との連携に努めることをいうものとする。

- (1) 交付等要綱第3の(2)の「中山間地農業推進対策」、(3)の「山村活性化対策」、(5)の「農泊推進対策」、(6)の「農福連携対策」及び(7)の「農山漁村活性化整備対策」
 - (2) 畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生畜第1582号農林水産事務次官依命通知）第2の5の(2)の「国産濃厚飼料生産利用推進」及び6の(2)の「肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型）」
 - (3) 果樹農業好循環形成総合対策等実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知）第3の1の「果樹経営支援対策事業」
 - (4) 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(1)の「鳥獣被害防止総合支援事業」
 - (5) 持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）別表1の4の「養蜂等振興強化推進事業」
 - (6) 中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱（令和2年3月31日付け元農振第2707号農林水産事務次官依命通知）第1の「中山間地域農業農村総合整備事業」
 - (7) 農山漁村地域整備交付金実施要綱（令和2年3月31日付け元農振第2686号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)の①のアの(エ)農村整備のうち、農山漁村地域整備交付金実施要領（令和2年3月31日付け元生畜第2116号元農振第2687号元林整計第886号元水港第2448号）別紙4-1の運用1に定める農村集落基盤再編・整備事業のうち、第1の3の「農地環境整備型」
- 3 5年間耕作又は粗放的利用
第10の10に規定する「その他やむを得ない理由」に該当する場合は、土地収用法（昭和26年法律第219号）等に基づき収用若しくは使用を受けた場合又は同法3条の「土地を収用し、又は使用することができる事業」の要請により任意に売渡もしくは使用させた場合とする。
- 4 5年間耕作又は粗放的利用の免責事由
第10の10に規定する「5年間耕作又は粗放的利用」について、期間内に不作付の期間があった場合において、連作障害を回避するために休耕（輪作休耕、調整水田）を行っていると市町村長が判断した場合、土地改良通年施行等により休耕せざるを得ないと市町村長が判断した場合は、当該年の耕作又は粗放的利用を行ったものとみなすものとする。
- 5 消費税相当額の取扱い
消費税相当額が仕入税額控除の対象となる事業実施主体に対する交付決定等の取扱いは、「補助事業等における消費税相当額の取扱いについて」（平成5年3月19日付け5経第311号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。
- (1) 都道府県知事及び市町村長は事業実施主体への交付決定の段階で仕

入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかな場合には、この仕入税額控除対象額を除いた額について交付決定を行うものとする。

- (2) 都道府県知事及び市町村長は事業実施主体からの実績報告の段階で仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、実績報告及び交付金等の額の確定は、この仕入税額控除対象額を除いた額について行うものとする。
- (3) 都道府県知事及び市町村長は交付金等の額の確定後、消費税の申告により仕入税額控除の対象となる消費税相当額が明らかになる場合には、返還条件を付した上で消費税相当額を含めて交付金等の交付決定を行い、消費税相当額を含む額について交付金等の額の確定を行うが、この仕入税額控除対象額が確定した段階でその額を返還させるものとする。

6 本事業の受益地の転用に伴う交付金の返還措置

別表1の事業メニューの欄の「農地等利用整備事業」、「粗放的利用整備事業」及び「食料増産実証整備事業」について、その整備の実施後8年を経過しない間に同一主体による一連の行為により整備した目的外の転用が行われた場合又は当該施設が廃止された場合、事業実施期間には、次に掲げる場合を除き、交付金の返還措置を講ずるものとする。

- (1) 土地収用法第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合
- (2) 受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が交付金を返還させないことを相当と認める場合
- (3) (1)及び(2)のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあっては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合

7 上記6により交付金の返還措置を講ずる場合の交付金の返還額の算定方法は、次のとおりとする。

$$\text{交付金返還額} = A \times C / B$$

A：返還対象交付金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

8 その他の交付金の返還措置

本事業の事業実施主体又は対象農地が整備された農地所有者が、交付を受けた後に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、交付等要綱及びこの要領に定める要件を満たさないこと等が判明した場合その他次に掲げる事由に該当した場合には、交付金の全部又は一部の返還措置を講ずるものとする。なお、交付金の返還額の算定方法は7によるものとする。

- (1) 対象農地が整備された後、5年以内に本対策から脱退した場合
- (2) 対象農地が整備された後、最適土地利用計画等に位置付けられた目的と異なる利用をした場合
- (3) 5年以上耕作又は粗放的利用ができなかった場合（第10の10を除く。）

9 市町村長は、本事業の支援の対象とする農地の農地所有者に賃貸料収入が生ずる場合には、発生防止等後からの5年間における賃貸料収入相当額を原則として、市町村長と農地所有者が協議し合意した額を農地所有者から徴収し、事業実施主体に納付するものとする。

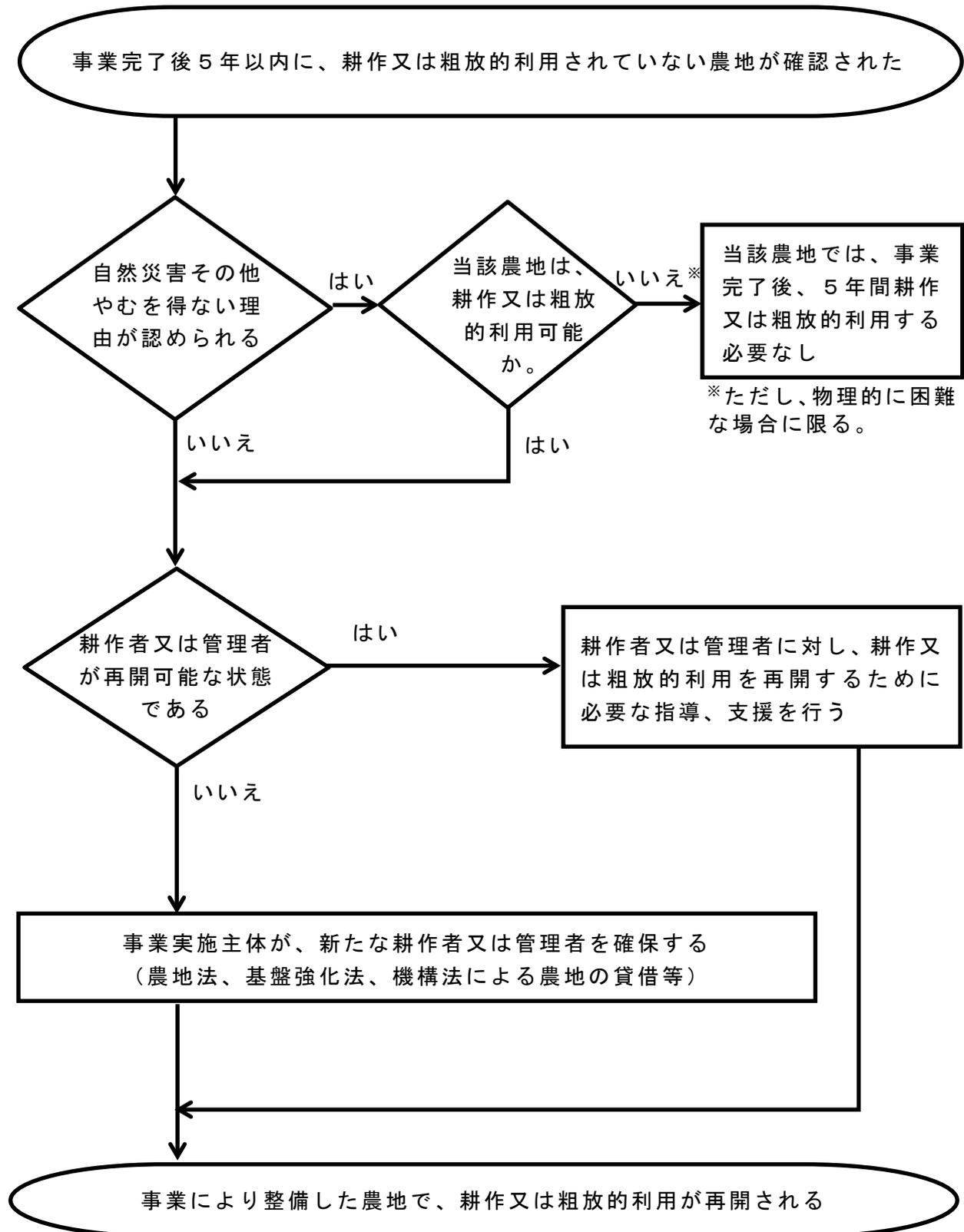
また、農地所有者から管理委託等により農地所有者から一定の管理経費相当額の負担を求め、事業実施主体の負担分の充実に充てるよう努めるものとする。

第19 事業の状況報告、調査及び情報の提供について

事業実施主体は、事業の遂行状況について地方農政局長等から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

また、事業実施主体は、地方農政局等から事業に関する調査及び取組状況等について情報の提供を求められたときは応じなければならない。

指導・支援フロー図



別表 1

事 項	事業メニュー	交付要件	交付率及び助成額
<p>1 農地等活用推進事業</p>	<p>1 農地等利用推進事業 (1) 資料の把握、区画形状・用水計画の検討、計画平面図作成 (2) 専門家の派遣、ワークショップ (3) 先進地視察、研修 (4) 最適土地利用計画及び整備計画の策定</p> <p>2 農地等利用整備事業 (1) 刈払作業 (2) 集積・運搬 (3) 除礫作業 (4) 耕起・整地 (5) 土壌改良 (6) 施設等補完整備事業 1) 基盤整備 ア 農業用排水施設 イ 農道 ウ 暗渠排水 エ 客土 オ 区画整理 カ 農地等保全 2) 農業環境整備 ア 簡易トイレ イ 農機具収納施設 ウ 農業用ハウス</p>	<p>交付要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (1) 農地等活用推進活動を通じて、最適土地利用計画を策定すること。 (2) 賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転又は農作業受委託によって、本事業で整備した農地において5年間以上耕作することが確実であること。 (3) 当該農地において、次のいずれかを行うこと。 ア 地域特産物の作付け イ 新規作物の作付け ウ 高収益が見込まれる作物の作付け</p>	<p>1 事業メニュー欄の1に係る交付率は、定額とし、助成額の上限を200万円とする。</p> <p>2 事業メニュー欄の2に係る交付率は、事業費の1/2以内（ただし、中山間地域にあつては、事業費の10分の5.5以内）とし、助成額の上限を1,000万円とする。ただし、1工区当たりの事業費の上限を200万円とする。なお、各作業項目の交付率は別表2のとおり。</p>

<p>2 低コスト土地利用支援事業</p>	<p>1 粗放的利用事業</p> <p>(1) 粗放的利用推進事業</p> <p>1) 資料の把握、区画形状・用水計画の検討、計画平面図作成</p> <p>2) 専門家の派遣、ワークショップ</p> <p>3) 先進地視察、研修</p> <p>4) 最適土地利用計画及び整備計画の策定</p> <p>5) 粗放的利用体制整備</p> <p>ア 放牧(家畜レンタル、家畜運搬、管理経費等)</p> <p>イ 蜜源・緑肥・省力作物等(種苗費、管理経費等)</p> <p>ウ 省力化機械の購入</p> <p>(2) 粗放的利用整備事業</p> <p>1) 放牧</p> <p>ア 電牧器整備</p> <p>イ 電気牧柵</p> <p>ウ 給水施設整備</p> <p>エ 繫留施設整備</p> <p>オ 簡易家畜舎整備</p> <p>カ 家畜衛生設備</p> <p>2) 蜜源・緑肥作物の作付け</p> <p>ア 刈払作業</p> <p>イ 耕起・整地</p> <p>3) 省力化機械</p> <p>ア 刈払作業</p> <p>イ 耕起・整地</p> <p>4) 省力作物等の導入</p> <p>ア 刈払作業</p> <p>イ 収集・運搬</p> <p>ウ 除礫作業</p> <p>エ 耕起・整地</p> <p>オ 土壌改良</p>	<p>交付要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 粗放的利用推進活動を通じて、最適土地利用計画を策定すること。</p> <p>(2) 賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転又は農作業受委託によって、本事業で整備した農地において5年間以上粗放的利用又は耕作することが確実であること。</p> <p>(3) 低コストによる農地利用について、次の中から1つ以上の生産性の検証を行うこととし、検証に関する記録を整理保存し、第17の1の報告の際に提出すること。</p> <p>ア 放牧</p> <p>イ 蜜源作物の作付け</p> <p>ウ 緑肥作物の作付け</p> <p>エ 省力作物等の作付け</p> <p>(4) (3)の生産性の検証に当たっては、次に掲げる観点により実施すること。また、特にアからウについては、実施期間中に実施状況を踏まえて不断に改善を図っていくこと。</p> <p>ア 収益が見込めること。収益を見込むことが困難な場合にも、可能な限り支出を抑えること(収益性)</p> <p>イ 持続的に実施できること(持続性)</p> <p>ウ 低コストで実施できること(省力性)</p> <p>エ 地域全体の取組として実施できること(定着性)</p>	<p>1 事業メニュー欄の1の(1)に係る交付率は、定額とし、助成額上限を250万円とする。ただし、1の農地等活用推進事業と併せて実施する場合は上限150万円とし、2の2の生産性検証事業と併せて実施する場合は交付しない。なお、事業メニュー欄の1の(1)の5)の粗放的利用体制整備のうちア放牧、イ蜜源・緑肥・省力作物等を継続して交付を受ける場合の交付率は別表2のとおり。</p> <p>2 事業メニュー欄の1の(2)に係る交付率は、事業費の1/2以内(ただし、中山間地域にあつては、事業費の10分の5.5以内)とし、助成額上限を600万円とする。ただし、1工区当たりの事業費上限を200万円とする。なお、各作業項目の交付率は、別表2のとおり。</p>
-----------------------	--	--	--

	<p>2 生産性検証事業</p> <p>(1) 食料増産推進事業</p> <p>1) 食料増産体制、検証項目、品目の検討</p> <p>2) 専門家の派遣、ワークショップ</p> <p>3) 営農指導、研修</p> <p>4) 食料増産計画策定</p> <p>5) 生産性検証体制整備</p> <p>ア 種苗費</p> <p>イ 肥料費</p> <p>ウ 薬剤費</p> <p>エ 水利費</p> <p>オ 生産管理費</p> <p>カ 農業用機械・施設リース</p> <p>キ 機械経費</p> <p>ク そのほか検証に必要な経費</p> <p>(2) 食料増産実証整備事業</p> <p>ア 除礫作業</p> <p>イ 耕起・整地</p> <p>ウ 土壌改良</p> <p>エ 伐根</p>	<p>交付要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 食料増産推進活動を通じて、最適土地利用計画に食料増産計画を追加すること。</p> <p>(2) 賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転又は農作業受委託によって、本事業で整備した農地において5年間以上耕作又は粗放的利用をすることが確実であること。</p> <p>(3) 低コストによる農地利用について、小麦、大豆、いもごとの生産性の検証に加え、次のいずれかのうち3項目以上を行うこととし、検証に関する記録を整理保存し、第17の1の報告の際に提出すること。</p> <p>ア 不耕起栽培による生産性の検証</p> <p>イ 弾丸暗渠や明渠などの排水施設による生産性の検証</p> <p>ウ 放牧した農地における生産性の検証</p> <p>エ 人力や家畜などを活用した生産性の検証</p> <p>オ 緑肥作物や生活廃棄物、家畜排泄物等の活用した生産性の検証</p> <p>カ 病害に強い作物や抵抗性品種の生産性の検証</p> <p>キ 非農地から農地への再生による生産性の検証</p> <p>(4) 生産性の検証に当たっては、粗放的利用事業における観点に次の掲げる項目を追加して実施すること。また、実施期間中に実施状況を踏まえて不断に改善を図っていくこと。</p> <p>ア 効率的に生産できること(効率性)</p> <p>イ 安定して生産が再現できること(再現性)</p> <p>ウ 有事の際に速やかに生産できること(実効性)</p>	<p>交付率は、定額とし、助成額の上限を1,000万円とする。</p> <p>ただし、事業メニュー欄の(1)の5)を継続して交付を受ける場合の助成額の上限は、600万円とする。</p>
--	---	--	--

別表 2

交付率は、次に掲げるとおりとする。なお、定額交付については、実施に要する標準的な作業内容、作業量等を見込んで算出した事業費の2分の1相当とする。(2の1の(1)を除く。)

事項	事業メニュー	交付上限額・ 交付率
1 農地等活用推進事業	1 農地利用整備事業	
	①刈払作業	12,000 円/10a
	②集積・運搬	20,000 円/10a
	③除礫作業	7,000 円/10a
	④耕起・整地	4,000 円/10a
	⑤土壌改良	32,000 円/10a
	⑥施設等補完整備事業	1/2 以内
2 低コスト土地利用支援事業	1 粗放的利用事業 (1) 粗放的利用推進事業のうち 粗放的利用体制整備	
	①放牧	5,000 円/10a
	②蜜源・緑肥・省力作物等	
	(2) 粗放的利用整備事業	
	①放牧	45,000 円/10a
	②蜜源・緑肥作物の作付け	16,000 円/10a
	③省力化機械の導入	7,000 円/10a
	④省力作物等の導入	1の1の①～⑤の 単価

なお、中山間地域において実施する場合の交付率については、事業費の10分の5.5相当とする。

別表 3

成果目標	単位
荒廃農地及び遊休農地の解消面積	ha
荒廃農地及び遊休農地の発生防止面積	ha
粗放的利用面積の拡大	ha
地域特産物の作付面積の拡大	ha
話し合い・協議回数又は参加人数	回・人
農地管理コストの削減	%
管理主体の確保	組織
管理主体の管理面積の拡大	ha

別表 4

配分基準

項目	水準	点数
1. 実施地区		
① 実施地区の農地面積	30ha以上	3
② 成果目標	3項目以上	3
③ 人・農地プランの活用	実質化プラン	1
	上記以外のプラン	2
④ 棚田地域振興法の指定	指定地域	2
⑤ 農地中間管理機構の活用	事業実施主体	3
	地域協議会の構成員	1
⑥ 関連事業との連携		
ア 農山漁村振興交付金（各対策ごと）		1
イ 畜産生産力・生産体制強化対策（各対策ごと）		1
ウ 果樹経営支援対策事業		1
エ 鳥獣害防止総合支援事業		1
オ 養蜂等振興強化推進事業		1
カ 中山間地域農業農村総合整備事業		1
キ 農村集落基盤再編・整備事業（農地環境整備型）		1
2. 事業別		
(1) 農地等活用推進事業		
① 整備対象農地面積	5 ha以上	3
② 農産物等の付加価値化向上	2 ha以上作付拡大	1
(2) 低コスト農地利用支援事業（粗放的利用事業）		
① 整備対象農地面積	2 ha以上	3
② 放牧	実施又は拡大	1
③ 蜜源作物の作付け	実施又は拡大	1
④ 緑肥作物の作付け	実施又は拡大	1
⑤ 省力作物等の作付け	実施又は拡大	1
⑥ 粗放的利用の検証	3項目以上	3
(3) 低コスト農地利用支援事業（生産性検証事業）		
① 事業対象農地面積	5 ha以上	3
② 生産性の検証	5項目以上	3

III 実施地区の概要	
実施地区名	
地区の農地面積 (ha)	
実施地区の概要	

IV 整備を予定している農地			
所在(大字・字・地番)	面積(a)	農地所有者名	地目・農用地・荒廃農地
計			

V 事業実施地区の現状・課題等
(1) 本対策に取り組む地区の背景
(2) 地区の営農の現状と課題(作付品目、作付面積等)
(3) 農地の保全管理の現状と課題(担い手や農業従事者数、作業内容、労働時間、荒廃農地等の状況等)
(4) 地区の土地基盤の整備状況

VI 期待される効果
(1) 農地等活用推進事業の効果
(2) 低コスト土地利用支援事業(粗放的利用事業)の効果
(3) 低コスト土地利用支援事業(生産性検証事業)の効果
(4) 長期的な効果

(3)事業別の負担区分の概要			
No	事業費(千円)	うち交付金(千円)	うちその他(千円)
計			
(4)後年度の負担区分			
後年度	事業費(千円)	うち交付金(千円)	うちその他(千円)
令和○年度(2年目)			
令和○年度(3年目)			
令和○年度(4年目)			
令和○年度(5年目)			
計			

2. 低コスト土地利用支援事業(粗放的利用事業)			
(1) 予定する事業			
1) 粗放的利用推進事業			
① 計画検討	② ワークショップ等	③ 先進地視察・研修	④ 計画策定
⑤ 粗放的利用体制整備(放牧)	⑥ 粗放的利用体制整備(蜜源・緑肥・省力作物等)	⑦ 粗放的利用体制整備(省力化機械)	
2) 粗放的利用整備事業			
⑧ 放牧	⑨ 蜜源・緑肥作物の作付け	⑩ 省力化機械	⑪ 省力作物等の導入
(2) 上記の事業のうち、粗放的利用整備事業の概要			
No	事業内容	整備対象農地面積(a)	事業実施期間
(3) 事業別の負担区分の概要			
No	事業費(千円)	うち交付金(千円)	うちその他(千円)
計			
(4) 後年度の負担区分			
後年度	事業費(千円)	うち交付金(千円)	うちその他(千円)
令和〇年度(2年目)			
令和〇年度(3年目)			
令和〇年度(4年目)			
令和〇年度(5年目)			
計			

3. 低コスト土地利用支援事業(生産性検証(食料自給力確保)事業)

(1) 予定する事業			
1) 食料増産推進事業			
① 計画検討	② ワークショップ等	③ 営農指導・研修	④ 計画策定
⑤ 生産性検証体制整備			
2) 食料増産実証整備事業			
⑥ 除礫作業	⑦ 耕起・整地	⑧ 土壌改良	⑨ 伐根
(2) 食料増産実証整備事業の概要			
No	事業内容	整備対象農地面積(a)	事業実施期間
(3) 事業別の負担区分の概要			
No	事業費(千円)	うち交付金(千円)	うちその他(千円)
計			
(4) 後年度の負担区分			
後年度	事業費(千円)	うち交付金(千円)	うちその他(千円)
令和〇年度(2年目)			
令和〇年度(3年目)			
令和〇年度(4年目)			
令和〇年度(5年目)			
計			

4. 全体事業費			
事業別	事業費(千円)	うち交付金(千円)	うちその他(千円)
1. 農地等活用推進事業			
2. 低コスト土地利用支援事業 (粗放的利用事業)			
3. 低コスト土地利用支援事業 (生産性検証事業)			
合計			

5. 連携を予定している事業			
事業名	事業実施主体名	実施期間	事業内容

IX 取組内容の基準			
1・実施項目合計点数	0		
①実施地区の農地面積30ha以上	②成果目標3項目以上	③人・農地プラン(実質化)	④人・農地プラン(実質化以外)
⑤棚田地域振興法の指定地域	⑥農地中間管理機構(事業主体)	⑦農地中間管理機構(構成員)	⑧農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)との連携
⑨農山漁村振興交付金(山村活性化対策)との連携	⑩農山漁村振興交付金(農泊推進対策)との連携	⑪農山漁村振興交付金(農福連携対策)との連携	⑫農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)との連携
⑬畜産生産力・生産体制強化対策(国産濃厚飼料生産利用推進)との連携	⑭畜産生産力・生産体制強化対策(放牧活用型)との連携	⑮果樹経営支援対策事業との連携	⑯鳥獣害防止総合支援事業との連携
⑰養蜂等振興強化推進事業との連携	⑱中山間地域農業農村総合整備事業との連携	⑲農村集落基盤再編・整備事業(農地環境整備型)との連携	
2・事業別合計点数	0		
(1) 農地等活用推進事業			
①整備対象面積5ha以上	②農産物等付加価値向上2ha以上		
(2) 低コスト土地利用支援事業(粗放的利用事業)			
①整備対象面積2ha以上	②放牧の実施又は拡大	③蜜源作物の実施又は拡大	④緑肥作物の実施又は拡大
⑤省力作物等の実施、又は拡大	⑥粗放的利用の検証を3項目以上		
(3) 低コスト土地利用支援事業(生産性検証事業)			
①事業対象面積5ha以上	②生産性の検証を5項目以上		

X 添付資料	
資料名	提出方法
事業実施地区の範囲を示した図面	
実施地区内の農地面積一覧表	
地域協議会の場合には、設立が確認できる資料(規約等)	
事業実施体制図	
連携する事業に関する資料	

(別記様式第3号)

報告する交付金	農山漁村振興交付金(最適土地利用対策)	提出月日
報告する書類	年度別事業実施計画(令和 年度)	令和 年 月 日
事業開始年度		
目標年度		

1. 事業実施主体	
フリガナ	
氏名又は名称	
フリガナ	
代表者(法人・団体の場合)	
住所又は主たる事務所	
法人番号	
連絡先(TEL・FAX・E-mail)	

2. 事業実績	令和	年度
事業名		
事業メニュー		
取組内容		
事業費(千円)	うち交付金(千円)	うちその他(千円)

3. 事業予定	令和	年度
事業名		
事業メニュー		
取組内容		
事業費(千円)	うち交付金(千円)	うちその他(千円)

2. 低コスト土地利用支援事業(粗放的利用事業)			
(1)実施する事業			
1)粗放的利用整備事業			
①放牧	②蜜源・緑肥作物の作付け	③省力化機械	④省力作物等の導入
(2)実施する事業メニューの概要			
No	事業内容	整備対象農地面積(a)	事業実施期間
(3)事業別の負担区分の概要			
No	事業費(千円)	うち交付金(千円)	うちその他(千円)
計			
(4)後年度の負担区分			
後年度	事業費(千円)	うち交付金(千円)	うちその他(千円)
令和○年度(2年目)			
令和○年度(3年目)			
令和○年度(4年目)			
令和○年度(5年目)			
計			

3. 低コスト土地利用支援事業(生産性検証(食料自給力確保)事業)			
(1)実施する事業			
1)食料増産実証整備事業			
①除礫作業	②耕起・整地	③土壌改良	④伐根
(2)実施する事業メニューの概要			
No	事業内容	整備対象農地面積(a)	事業実施期間
(3)事業別の負担区分の概要			
No	事業費(千円)	うち交付金(千円)	うちその他(千円)
計			
(4)後年度の負担区分			
後年度	事業費(千円)	うち交付金(千円)	うちその他(千円)
令和〇年度(2年目)			
令和〇年度(3年目)			
令和〇年度(4年目)			
令和〇年度(5年目)			
計			
4. 整備事業全体事業費			
事業別	事業費(千円)	うち交付金(千円)	うちその他(千円)
1. 農地等活用推進事業			
2. 低コスト土地利用支援事業 (粗放的利用事業)			
3. 低コスト土地利用支援事業 (生産性検証事業)			
合計			
5. 連携する基盤整備事業			
事業名	事業実施主体名	実施期間	事業内容

III 添付資料		
資料名	提出方法	
事業実施位置図		
整備する農地の現況写真		
積算に関する資料(例:実施設計書 や見積書など)		
施設の規模根拠及び設置場所に関する資料		
連携する事業に関する資料		

(3) 年度別負担区分の概要			
年度	事業費(千円)	うち交付金(千円)	うちその他(千円)
令和〇年度(1年目)			
令和〇年度(2年目)			
令和〇年度(3年目)			
令和〇年度(4年目)			
令和〇年度(5年目)			
計			

III 生産性検証に当たっての方針や作業内容	
検証方針	
作業内容	

IV 食料増産体制に関する事項	
食料増産に関する役割分担	
拠点となる施設	

V 添付資料		
資料名	提出方法	
事業実施位置図		
整備する農地の現況写真		
増産及び流通体制図		
生産性の検証に参考となる資料		

(3)地域の将来の管理主体の明確化に向けた取組			
活動内容			
評価内容			
(4)事業実施体制			
活動内容			
評価内容			
(5)総合評価			
評価内容			
II 事業実施状況			
(1)農地等活用推進事業			
年度別	計画	実績	所見
令和〇年度(1年目)			
令和〇年度(2年目)			
令和〇年度(3年目)			
令和〇年度(4年目)			
令和〇年度(5年目)			
連携した事業及び事業実施主体			
(2)低コスト土地利用支援事業(粗放的利用事業)			
年度別	計画	実績	所見
令和〇年度(1年目)			
令和〇年度(2年目)			
令和〇年度(3年目)			
令和〇年度(4年目)			
令和〇年度(5年目)			
連携した事業及び事業実施主体			
(3)低コスト土地利用支援事業(生産性検証事業)			
年度別	計画	実績	所見
令和〇年度(1年目)			
令和〇年度(2年目)			
令和〇年度(3年目)			
令和〇年度(4年目)			
令和〇年度(5年目)			
連携した事業及び事業実施主体			

(4)本年度事業費(実績)			
事業別	事業費(千円)	うち交付金(千円)	うちその他(千円)
1. 農地等活用推進事業			
2. 低コスト土地利用支援事業 (粗放的利用事業)			
3. 低コスト土地利用支援事業 (生産性検証事業)			
合 計			

(5)年度別の事業費(実績)			
年度	事業費(千円)	うち交付金(千円)	うちその他(千円)
令和〇年度(1年目)			
令和〇年度(2年目)			
令和〇年度(3年目)			
令和〇年度(4年目)			
令和〇年度(5年目)			
計			

III 添付資料		
資料名	提出方法	
整備計画兼達成状況報告書		
食料増産計画書兼達成状況報告書		
生産性の検証を確認できる資料		
その他取組状況を確認できる資料		

IV 市町村の意見			
担当部局		記入年月日	令和 年 月 日